

令和8年5月25日 公告

夢洲域内道路基本設計業務委託

特記仕様書の一部に記載誤りがありました。下記正誤表をご確認ください。

訂正箇所	誤	正
特記仕様書 第2項 業務 2 設計	13) 本業務の適用基準の内容は以下のとおりとする。 (1)適用している積算基準 <u>①本業務は、主として「設計業務等標準積算基準書（令和7年度版：国土交通省監修）」に基づいている。</u> <u>②また、一部工種については別紙【参考資料】のとおり計上している。なお、本業務内訳は参考資料であり、受注者は本業務の趣旨を十分考慮したうえで、業務目的を完遂するための一切の手段について、受注者の責任において定めるものとする。</u>	13) 本業務の適用基準の内容は以下のとおりとする。 (1)適用している積算基準 本業務は、「 <u>設計業務等標準積算基準書（令和7年度版：国土交通省監修）</u> 」に基づいている。



特記仕様書

本業務の各種工種において、変更が生じる等した場合は、監督職員の承諾を得るとともに、変更数量等を適切に提出すること。

13) 本業務の適用基準の内容は以下のとおりとする。

(1) 適用している積算基準

- ①本業務は、主として「設計業務等標準積算基準書（令和7年度版：国土交通省監修）」に基づいている。
- ②また、一部工種については別紙【参考資料】のとおり計上している。なお、本業務内訳は参考資料であり、受注者は本業務の趣旨を十分考慮したうえで、業務目的を完遂するための一切の手段について、受注者の責任において定めるものとする。

(2) 適用している単価の時期

適用する単価については令和8年3月時点とする。



特記仕様書

本業務の各種工種において、変更が生じる等した場合は、監督職員の承諾を得るとともに、変更数量等を適切に提出すること。

13) 本業務の適用基準の内容は以下のとおりとする。

(1) 適用している積算基準

本業務は、「設計業務等標準積算基準書（令和7年度版：国土交通省監修）」に基づいている。

(2) 適用している単価の時期

適用する単価については令和8年3月時点とする。